

文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価額見積り並びに締約者の貢献の形態」及び
文書「イーター事業のすべての段階に関する費用分担」

(参考)

(訳文)

文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価額見積り並びに締約者の貢献の形態」

イーターの各段階に関する価額見積り(注1)

次の表(参考を含む。)は、イーターの各段階に関する価額見積りの概要を示す。

イーターの各段階	k I U A又は百万ユーロでの価額(注2)	貢献の形態(注3)及び参考
建設段階	計三五七七・七k I U A	
一 直接資本	三〇二〇・七	主に、財政上の貢献以外の貢献(トカマクの構成要素の機器並びに組立て及び試験に関するもの)

<p>三 建設中の研究開発</p>	<p>二 イーター機構、職員 (雇用職員及び出向職員) 及び基盤施設の管理及び支援</p>	
<p>八〇・〇</p>	<p>四七七・〇</p>	
<p>参考(イーターEDA文書第二十四号) 財政上の貢献</p>	<p>参考(イーターEDA文書第二十四号) 財政上の貢献(雇用職員、出向職員の手当、基盤施設等に関するもの) 財政上の貢献以外の貢献(出向職員に関するもの)</p>	<p>財政上の貢献(主に、トカマクの構成要素以外の構成要素の据付け及び試験に関するもの) 参考(イーターEDA文書第二十四号及び第十二回イーター政府間協議議事録の調達配分に 関する別添五―二)</p>

<p>運転段階</p>	<p>一八八・〇k I U A (各年)</p>	<p>財政上の貢献（雇用職員等に関するもの） 財政上の貢献以外の貢献（出向職員に関するもの）</p>
<p>一 人員</p>	<p>六〇・〇</p>	<p>参考（イーターEDA文書第二十四号）</p>
<p>二 施設運転（電気、燃料、保守、改良等）</p>	<p>一二八・〇</p>	<p>財政上の貢献及び財政上の貢献以外の貢献 参考（イーターEDA文書第二十四号）</p>
<p>除染段階</p>	<p>計二八一百万ユーロ</p>	<p>財政上の貢献 参考（第八回イーター政府間協議サブグループ会合の廃止に関する添付書類D）</p>

<p>廃止段階</p>	<p>五三〇百万ユーロ</p>	<p>財政上の貢献</p> <p>参考（第十二回イーター政府間協議議事録の事業資源管理規則に関する別添八）</p>
-------------	-----------------	---

注1 イーターの各段階に関する価額見積りは、イーター事業の各段階に関する締約者の貢献の総額を設定する。締約者間の費用分担については、文書「イーター事業のすべての段階に関する費用分担」に記載される。

注2 k I U Aは、千九百八十九年一月の百万米ドルに等しい。ユーロの数值は、二千一年一月の価額を示す。

注3 財政上の貢献以外の貢献は、k I U Aで算定する。財政上の貢献は、ユーロで行われる。財政上の貢献に係るk I U Aの価額を設定するため、ユーロは、検証されたインフレーション率を用いて千九百八十九年一月のユーロに換算され、その後千九百八十九年一月のドルに変換される。

(訳文)

文書「イーター事業のすべての段階に関する費用分担」

イーター事業は、次の明確な四の段階に区分される。

建設

運転

除染

廃止

これらの段階に関する価額見積りは、文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価額見積り並びに締約者の貢献の形態」に記載される。

建設段階

建設段階に関する見積り費用の分担は、貢献の総額に対する割合（パーセント）及びイーターの価額単位（k I U A）の双方によって次のとおり表示する。

接受締約者（E U）	四五・四六パーセント	一六二六・二三	k I U A
接受締約者以外の締約者	九・〇九パーセント	三二五・二四五	k I U A
すべての締約者	一〇〇・〇〇パーセント	三五七七・七〇	k I U A

（注）建設に関する貢献とは、イーター工学設計活動の最終設計報告書に記載されている合意された建設費見積りの総額及び分割調達に関する調整経費に係る各締約者の分担として各締約者が行う貢献をいう。

締約者は、必要な場合には、事務局長の提案に応じ及び理事会の承認を条件として、以下の貢献を行う。

接受締約者(EU)

四五・四六パーセント

一六二・六二

k I U A

接受締約者以外の締約者

九・〇九パーセント

三二・五二五

k I U A

すべての締約者

一〇〇・〇〇パーセント

三五七・七七

k I U A

合計

接受締約者(EU)

四五・四六パーセント

一七八八・八五

k I U A

接受締約者以外の締約者

九・〇九パーセント

三五七・七七

k I U A

すべての締約者

一〇〇・〇〇パーセント

三九三五・四七

k I U A

運転段階

運転段階に関する見積り費用の締約者の分担は、貢献の総額に対する割合（パーセント）及びイーターの価額単位（k I U A）の双方によって次のとおり表示する。

中国	一〇パーセント	一八・八〇	k I U A（各年）
E U	三四パーセント	六三・九二	k I U A（各年）
インド	一〇パーセント	一八・八〇	k I U A（各年）
日本	一三パーセント	二四・四四	k I U A（各年）
韓国	一〇パーセント	一八・八〇	k I U A（各年）
ロシア	一〇パーセント	一八・八〇	k I U A（各年）
米国	一三パーセント	二四・四四	k I U A（各年）

すべての締約者 一〇〇パーセント 一八八・〇〇 k I U A（各年）

除染段階

除染に関する見積り費用の締約者の分担は、貢献の総額に対する割合（パーセント）及び百万ユーロの双方によって次のとおり表示する。

中国	一〇パーセント	二八・一〇百万ユーロ
EU	三四パーセント	九五・五四百万ユーロ
インド	一〇パーセント	二八・一〇百万ユーロ
日本	一三パーセント	三六・五三百万ユーロ
韓国	一〇パーセント	二八・一〇百万ユーロ
ロシア	一〇パーセント	二八・一〇百万ユーロ
米国	一三パーセント	三六・五三百万ユーロ

すべての締約者 一〇〇パーセント 二八一・〇〇百万ユーロ

除染に関する負担は、運転期間の結果により決定されることから、除染に関する見積り費用の分担の割合は、運転に関する見積り費用の分担の割合と同じである。

廃止段階

廃止に関する見積り費用の締約者の分担は、貢献の総額に対する割合（パーセント）及び百万ユーロの双方によって次のとおり表示する。

中国	一〇パーセント	五三・〇百万ユーロ
EU	三四パーセント	一八〇・二百万ユーロ
インド	一〇パーセント	五三・〇百万ユーロ
日本	一三パーセント	六八・九百万ユーロ
韓国	一〇パーセント	五三・〇百万ユーロ

ロシア 一〇パーセント 五三・〇百万ユーロ

米国 一三パーセント 六八・九百万ユーロ

すべての締約者 一〇〇パーセント 五三〇・〇百万ユーロ

廃止に関する負担は、運転期間の結果により決定されることから、廃止に関する見積り費用の分担の割合は、運転に関する見積り費用の分担の割合と同じである。

注1 「廃止」とは、重水素と三重水素との混合燃料を用いた運転により構造物が放射化した後、イーター施設を最終的な状態に処理する作業を意味するものと理解される。このため、廃止に関する費用分担は、運転に関する費用分担と同じである。

イーター施設が放射化する前に解体される場合には、解体費用は、イーター建設費に関する費用分担の割合で分担される。

注2 締約者は、イーターの運転期間中、廃止に充てられる基金に対して毎年定期的に支払いを行うことにより、廃止費用に関する貢献を行う。締約者が運転開始後にイーターから脱退する場合には、当該締約者は、当該脱退について効力が発生した日までに生じた廃止に係る責任の範囲で、廃止基金への当該締約者の分担について貢献する。

注3 接受締約者は、最初に許可を申請した日の後の権限のある当局による規制の著しい変更から生ずる建設費の大幅な増加について責任を負う。ただし、当該建設費の大幅な増加が国際的な規制に係る基準の変更から生ずるものであつて接受締約者の規制のみから生ずるものでない場合には、この限りでない。